

# 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

平成11年8月2日  
条例第16号

## (目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条の2の規定に基づき、彩の国さいたま人づくり広域連合の広域連合長、副広域連合長、選挙管理委員会委員及び監査委員（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (報酬)

第2条 特別職の職員の報酬の額は、次の表に定める額とする。ただし、他の地方公共団体の常勤の職を兼ねる者については、これを支給しない。

区 分	額
選挙管理委員会委員長	日額 6,000円
選挙管理委員会委員	日額 5,000円
監査委員	日額 5,000円

## (費用弁償)

第3条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 特別職の職員に支給する旅費については、職員の給与に関する条例（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第5号）の適用を受ける職員に支給する旅費の例による。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年5月14日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年1月31日条例第1号）

## (施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## (経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附 則（平成20年11月14日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。